

# 公正かつ効率的な売買取引の確保

平成26年12月

農林水産省

# 目 次

---

I	卸売市場における取引方法と価格形成	3
II	公正かつ効率的な取引	10

注：本資料に掲載された情報やデータの出典について特に記載がない場合、その出典は農林水産省食品製造卸売課調べによる

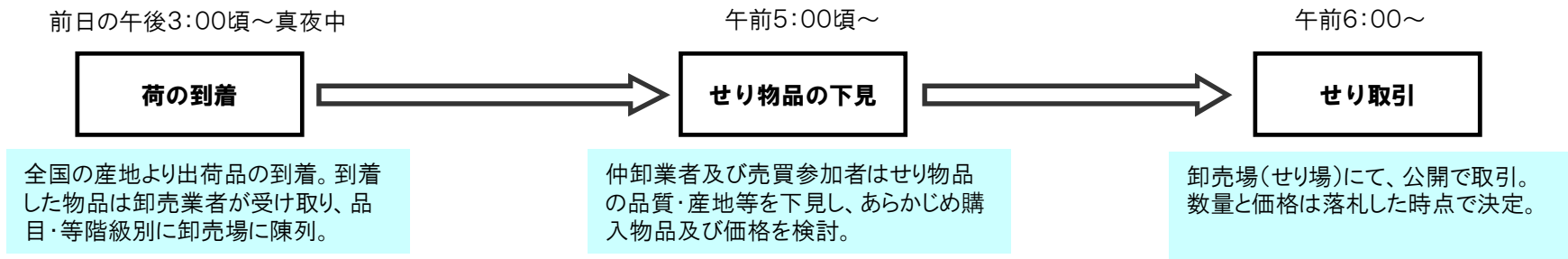
注：本資料において、「法」とは卸売市場法、「施行規則」とは卸売市場法施行規則のことをいう。

# I 卸売市場における取引方法と価格形成

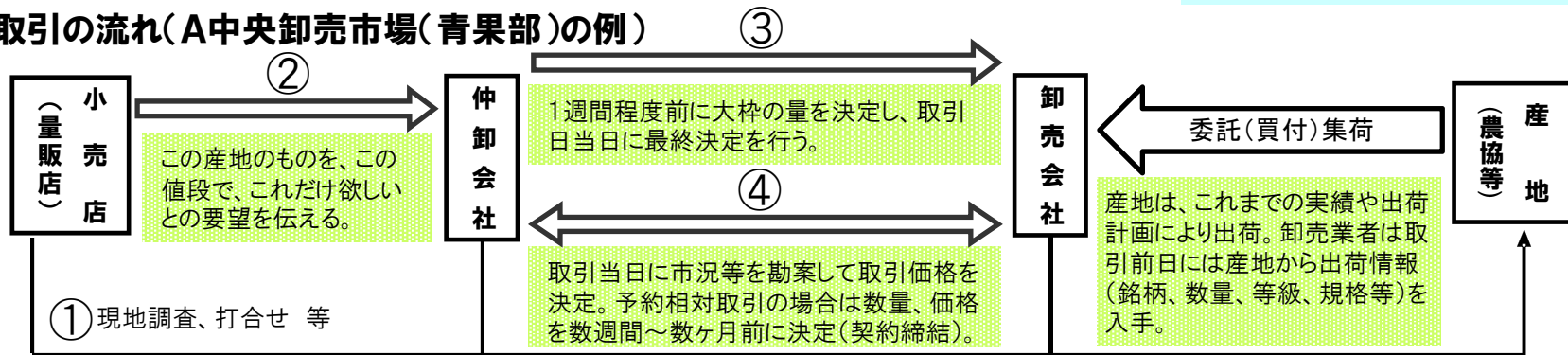
## 1. せり・入札取引と相対取引の流れ

- 卸売市場においては、せり・入札取引及び相対取引が行われている。相対取引の中には、卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間であらかじめ締結された契約に基づく予約相対取引がある。
- せり・入札取引は、現物を見て、公開の下に卸売業者と複数の買手との間で行われる取引。最高値を申し出た買手との間で取引が成立。数量と価格は落札した時点で決定。
- 相対取引は、卸売業者と買手が一対一で個別に行う取引。事前の交渉は行われるが、数量と価格は当日に決定することが多い。

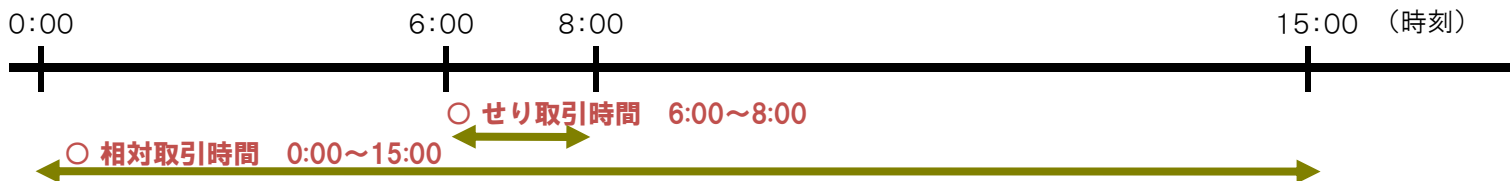
### ■ せり・入札取引の流れ(A中央卸売市場(青果部)の例)



### ■ 相対取引の流れ(A中央卸売市場(青果部)の例)



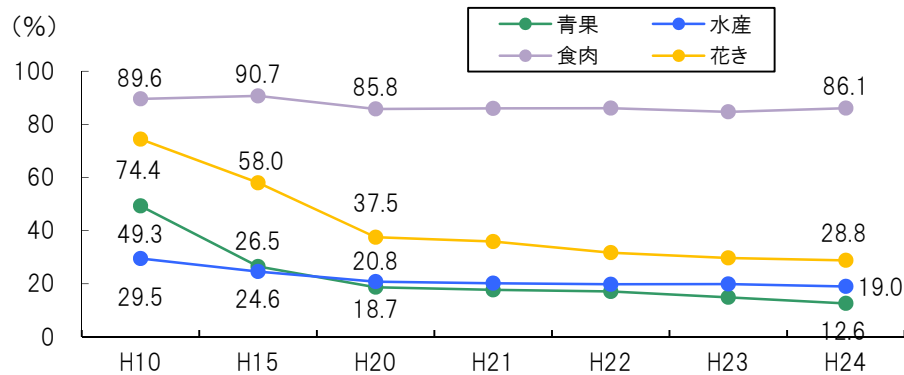
### ■ 取引時間(例)



## 2. 取引方法と価格形成の現状

- せり・入札取引の割合は地域によって異なるが、全体の傾向は、食肉を除き減少傾向にある。
- せり・入札取引と相対取引の価格の関係について、レタスを例に見ると、せり・入札価格と相対価格が連動している場合が多く、常にどちらかが高い、安いということはない。

■ 中央卸売市場におけるせり・入札取引の割合の推移(金額ベース)

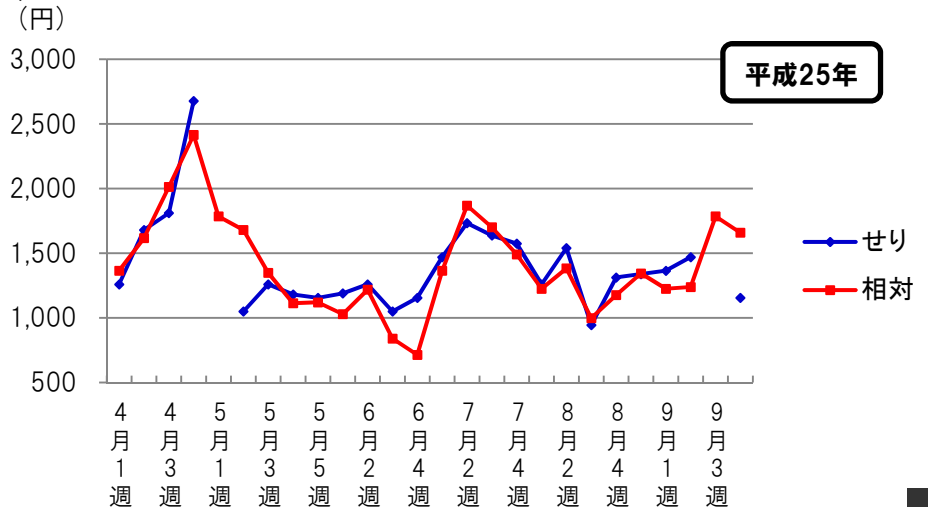
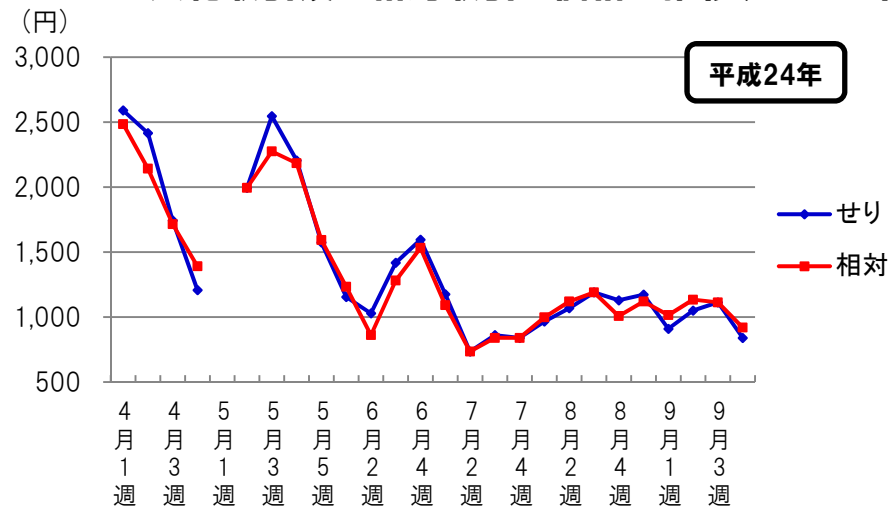


■ 中央卸売市場の地域別せり・入札取引の割合 (H24年度、金額ベース)

(単位:%)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄
青果	21	12	3	16	4	28	22	23
水産	6	12	13	22	29	25	9	54
食肉	—	73	94	—	42	93	70	68
花き	—	40	25	15	—	38	32	78

■ せり・入札取引及び相対取引の価格の推移(レタス:中値)



注:東京都中央卸売市場「青果物の週間市況」を基に作成。

### 3. せり・入札取引の概要①（売買取引の方法に係る規定）

- 中央卸売市場における卸売物品は、卸売市場法第35条に基づき、3つの区分（いわゆる1号物品、2号物品及び3号物品）ごとに決められた方法に従って取引が行われている。これら1号～3号物品については各開設者が業務規程で定めている。
- せり取引については、個々の商品毎に商品評価や検品が頻繁に行われる、全ての取引参加者に公平な取引機会が保証される等の長所がある一方、短期の価格変動が激しい等の短所がある。
- 相対取引については、安定的な取引関係の構築に資する等の長所がある一方、せり取引に比べ価格決定の過程が不明瞭等の短所がある。

#### ■ 売買取引の方法に係る規定（法第35条）

中央卸売市場で行う卸売は、次に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、各区分に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

	生鮮食料品等の区分	売買取引の方法
1号物品	せり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	せり・入札
2号物品	毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定割合に相当する部分についてせり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	開設者が品目ごとに定める一定割合に相当する部分についてはせり・入札、それ以外についてはせり・入札又は相対取引
3号物品	1号物品及び2号物品以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	せり・入札又は相対取引

#### ■ せり・入札取引及び相対取引の特徴

	長所	短所
せり・入札取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の商品ごとに商品評価や検品が厳密に行われる</li> <li>・全ての取引参加者に公平な取引機会を保障</li> <li>・公正な価格形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期の価格変動が激しい</li> <li>・せり単位を小口にする必要がある場合等においては大量の入荷物をさばききれない</li> </ul>
相対取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な取引関係の構築に資する</li> <li>・取引時間の制約が緩やかで大量の入荷物を随時取引できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり取引に比べ価格決定の過程が不明瞭</li> </ul>

### 3. せり・入札取引の概要②（せり・入札対象物品及びせり・入札割合の設定）

- 中央卸売市場において、せり・入札が義務付けられる1号物品・2号物品や2号物品のせり・入札割合については、開設者が、市場関係者の意見を踏まえ、当該市場の実情に応じて設定するものとされている（卸売市場法第35条第1項）。

#### ■ 1号及び2号物品の設定例

	市場	せり・入札対象品目	設定の考え方
1号物品	A市場	青果物：県内産の軟弱野菜、規則で定める野菜（つげな、青菜、チンゲンサイ、しそ、その他市長が認める野菜）	品質・形状の個体差が大きく、地元生産者の出荷も多い軟弱野菜を対象
	B市場	水産物：生鮮まぐろ類、朝網物	太物等引き合いが盛んなものを対象
2号物品	A市場	野菜：根菜類（れんこん及び他根菜を除く）、白ねぎ、ふき、春菊、はくさい、キャベツ、グリーンボール、ほうれん草等（1号物品を除く） 果物：かんきつ類（だいたい、葉付みかんを除く）、りんご類、なし類、かき類等	1号物品に掲げるものを除き、量販店等からの引き合いが盛んで、せり・入札による取引量が需要量を下回る可能性の高いものを対象
	B市場	水産物：天然物の生鮮水産物（1号物品を除く）	1号物品に掲げるものを除き、引き合いが一定程度ある天然物の生鮮水産物を広く対象

市場	せり・入札割合	設定の方法	
A市場	野菜：卸売予定数量の5割以上 果実：卸売予定数量の5割以上	市場長が別に定める	年1回見直し
B市場	水産物：卸売予定数量の5割以上	条例施行規則に規定	5年に1度の条例改正時に見直し

## 4. 取引情報の公表内容とその方法①

- 卸売市場法に基づき、卸売業者及び開設者は、販売開始時までその日の主要な品目の卸売予定数量等について市場内に掲示するとともに、卸売が終了した後、その日の主要な品目の卸売数量、価格等の卸売結果を公表することとなっている。
- 検討会委員からは、取引情報の内容について、その情報公開を一層図る必要が指摘される一方、企業情報の保護の観点を重視すべきとの指摘がなされている。

### ■ 卸売予定数量、卸売結果の公表に係る中央卸売市場卸売業者及び開設者への義務付け内容

	卸売予定数量等	卸売結果
卸売業者	<p>【法第47条第1項、施行規則第30条の2及び第30条の3】</p> <p>卸売業者は、業務規程の定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、次の卸売の方法ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示。</p> <p>(1) セリ又は入札 (2) 相対取引 (3) 第三者販売 (4) 商物分離取引(場外指定保管場所を除く。)</p>	<p>【法第47条第2項、施行規則第31条】</p> <p>卸売業者は、業務規程の定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、卸売の方法ごとに、主要な品目の卸売数量、高値・中値・安値に区分した卸売価格、その他業務規程で定める事項を公表。</p>
開設者	<p>【法第46条第1項、施行規則第29条】</p> <p>開設者は、各市場において、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量・主要な産地、前日の主要な品目の卸売数量・価格を各市場の見やすい場所に掲示。</p>	<p>【法第46条第2項、施行規則第30条】</p> <p>開設者は、売買取引の方法ごとに、毎日の卸売数量及び高値・中値・安値に区分した卸売価格を公表。</p>

### ■ 検討会で出された主な意見

- 基本的に需要と供給のマッチングで価格が決まり、毎日価格等の情報も公開されているため、価格形成の透明性自体はかなり高いと考えている。公正・透明な取引のため、説明責任・情報公開を一層図る必要。(川田委員、第2回)
- 取引情報の更なる開示を推進し、取引の透明性を確保することが重要。(日浦委員、第2回)
- 企業会計の観点では、商品原価は収益の源泉であり最たる企業秘密であるが、市場における取引情報の公開はこのことと矛盾しており、収益低下の基本要因でないか。(遠藤委員、第2回)
- 競り人の立場からすれば、相対取引が利益分配の機能を果たしているという意見もあり、時と場合、物、場所によって様々なケースがあると思うが、取引内容の一部始終を開示すると大変なことになるのではないかという思いを持っている。(濱田委員、第3回)

## 4. 取引情報の公表内容とその方法②

### ■ 取引情報の公表例

#### 卸売予定数量の例

##### ◀卸売業者▶

- 公表時間: 販売開始時刻までに公表  
(前日の15:00頃に予定の第1報、当日の5:30頃に予定の確報を公表)
- 公表方法: 卸売場の見やすい場所に掲示

##### 【A社】 (トン)

主要な品目	卸売予定数量	取引方法	数量内訳	主産地
キャベツ	94.6	せり・入札	3.8	愛知他
		相対	64.8	愛知他
		第三者販売	-	-
		商物分離	26.0	愛知他

システム上で開設者に報告

##### ◀開設者▶

- 公表時間: 卸売業者からの報告を受けた後、速やかに公表
- 公表方法: 市場内の見やすい場所に掲示(電光表示板)及びインターネットで公表

##### 【市場計】 (トン)

主要な品目	卸売予定数量	取引方法	数量内訳	主産地
キャベツ	144.7	せり・入札	7.6	愛知他
		相対	111.1	愛知他
		第三者販売	-	-
		商物分離	26.0	愛知他

※ 会社別の実績を別に表示。また、前日の卸売の結果についても併せ公表。

#### 卸売結果の例

##### ◀卸売業者▶

- 公表時間: 販売終了後、速やかに公表(当日の15:00頃に公表)
- 公表場所: 卸売場の見やすい場所に掲示

##### 【A社】 (kg、円)

主要な品目	卸売数量	取引方法	数量内訳	主産地	卸売価格			
					単位	高値	中値	安値
キャベツ	94,680	せり・入札	3,650	愛知	10	1,260	735	525
				千葉	10	1,260	630	473
				各地	10	-	-	-
		相対	65,030	愛知	10	1,260	630	315
				千葉	10	1,260	735	420
				各地	10	-	-	-
		第三者販売	-	-	-	-	-	-
		商物分離	26,000	愛知	10	1,050	735	630
千葉	10			-	-	-		
各地	10			945	-	-		

システム上で開設者に報告

##### ◀開設者▶

- 公表時間: 卸売業者からの報告を受けた後、速やかに公表
- 公表方法: 市場内の見やすい場所に掲示(電光表示板)及びインターネットで公表

##### 【市場計】 (kg、円)

主要な品目	卸売数量	取引方法	数量内訳	主産地	卸売価格			
					単位	高値	中値	安値
キャベツ	151,470	せり・入札	7,280	愛知	10	1,290	735	512
				千葉	10	1,270	630	473
				各地	10	-	-	-
		相対	118,190	愛知	10	1,270	630	308
				千葉	10	1,270	735	416
				各地	10	-	-	-
		第三者販売	-	-	-	-	-	-
		商物分離	26,000	愛知	10	1,050	735	630
千葉	10			-	-	-		
各地	10			945	-	-		

※ 会社別の実績を別に表示。



## 5. 卸売市場における取引方法と価格形成（今後の方向性と課題）

○ 中央卸売市場開設者においては、相対取引により実需者のニーズに対応しつつ、地元生産者や中小買受人などの安定的な取引機会にも配慮し、市場取引の活性化等を図る観点から、特に2号物品のせり・入札割合について、当該市場の経営展望や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に設定することが必要ではないか。また、その際の課題は何か。

○ 卸売市場における取引に占める相対取引の割合が引き続き増加する中、透明性をもった価格形成を維持・向上する上で、取引情報の公開は求められるニーズや利便性等を意識して可能な限り情報利用者に評価されるものとしていくことが重要と考えられる。その際、企業情報の保護や事務手続きの増減等の観点も踏まえつつ、特にどういった点を改善すべきか。

## II 公正かつ効率的な取引

### 1. 中央卸売市場における取引規制①（概要）

- 中央卸売市場においては、市場関係業者に対して、卸売市場法に基づく取引規制が設けられているが、一部の規制については、その例外規定も設けられている。

《基本原則》 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。（法第34条）

#### ■ 取引規制に関する法律上の規定

- 売買取引の方法：  
開設者が市場毎に業務規程で生鮮食料品等の区分を定め、それぞれの区分に応じせり・入札又は相対による売買取引の方法によること。（法第35条）
- 差別的取扱いの禁止：  
卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。（法第36条第1項）
- 受託拒否の禁止：  
卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。（法第36条第2項）
- 第三者販売の原則禁止：  
卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。（法第37条）（例外規定あり）
- 直荷引きの原則禁止：  
仲卸業者は、仲卸しの業務を行う中央卸市場における業務については、販売の委託の引受けをすること及び当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売することはしてはならない。（法第44条）（例外規定あり）
- 商物一致の原則：  
卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、市場内の生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。（法第39条）（例外規定あり）
- 卸売の相手方としての買受けの禁止：  
卸売業者（役員及び使用人を含む。）は、許可を受けて卸売の業務を行う市場において、その許可に係る生鮮食料品等を卸売の相手方として買受けしてはならない。（法第40条）

## 1. 中央卸売市場における取引規制②（現状に対する意見等）

- 中央卸売市場における取引規制については、検討会委員から、すでに十分な例外規定や規制緩和が進められてきているといった指摘がなされる一方、取引の効率性を高め市場取引を活性化する観点等から、更なる規制緩和を進め、自由度の高い取引環境づくりを進めることが必要との意見も出されている。

### ■ 検討会で出された主な意見

- 規制緩和を考える場合も、まずは消費者の利益への貢献という観点に基づく卸売市場流通のあり方を前提に置くことが必要ではないか。（川野委員、第2回）
- 建前あるいは原則と実際の乖離を受け、例外規定や規制緩和が進められてきた。この問題に関しては、改めて新たな議論をすることはないと思う。これまで十分に議論が尽くされている。（濱田委員、第1回）
- 規制緩和がどういふふうにより市場の活性化につながるのかが不明。（濱田委員、第2回）
- 公正、効率的な取引の確保、場内事業者の広範な事業活動の展開に向け、実態取引と乖離した法令については、抜本の見直しも視野に改定を検討すべき。（川田委員、第2回）
- 卸売市場の公益性を保ちつつ、細かい諸規制を取り払って、もっと自由度の高い取引ができるようにすることが必要。（伊藤裕康委員、第2回）
- 現存する規制と奨励金制度を総合的に検討し、極力規制を緩和し自由な取引ができる環境作りが必要。（倉崎委員、第2回）
- 地方都市の中央卸売市場では、市場間取引やネットワーク構築に当たっては、スムーズな物流が確保できるよう取引規制に対する一層の緩和措置が必要。（日浦委員、第2回）
- 市場の低温管理が難しいのであれば、産地から冷蔵トラックで直接加工施設等に送ることで賞味期限や消費期限を延ばすことができるので、より一層商物分離取引を強化・拡大することが必要。（野崎委員、第4回）

### （参考）生産者側や実需者から出された主な要望や意見

- 市場の規制は、市場関係者にはまだ厳しいものもあるかもしれないが、大分緩和され卸売会社には適切に対応してもらっているので、買受側としては特に問題を感じることはない。
- 卸売市場の取引に関する基本構造、受託拒否や差別的取扱の禁止等の基本原則は維持することが必要。また、各種規制の例外措置もうまく使うことが重要。

注：事務局が行ったヒアリング結果をもとに整理。  
「実需者」は小売関係事業者、外食事業者、加工業者等を含む買受側。（以下、同じ）

## 2. 差別的取扱いの禁止

- 卸売市場法第36条第1項において、卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務について、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならないことが規定されている。

### ■ 規制の趣旨

卸売市場の公共性から当然の規定。市場取引は公正に行われなければならない、取引の安全、秩序等の保持の見地から、信用力、取引量、決済方法等に応じた、いわゆる通常の商取引において許容される範囲を超えるような不当な取扱いをしてはならない。

### ■ 「不当に差別的」な取扱いの事例

- ① せり取引において、特定の買受人の価格の申込みを無視して他の者をせり落し人とする事。
- ② 相対取引において、他の買受人を排斥するような形で特定の者に対し不当に優遇的な販売をすること。
- ③ 相対取引において、不当と見られる価格条件等を提示して実質的な販売拒否を行うこと。
- ④ 卸売業者が出資等を受けている大型小売事業者からの働きかけを受け、当該大型小売事業者の取引に利するために特定の出荷者、仲卸業者、売買参加者に便益を与える行為を行うこと。

### 3. 受託拒否の禁止

- 卸売市場法第36条第2項において、卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならないことが規定されている。
- 受託を拒否できる正当な理由として、業務運営通知において衛生上有害な物品等の場合等が示されている。

#### ■ 規制の趣旨

経時変化が著しい生鮮食料品等について、規模の大小に関わらず生産者に安定的な販路を提供するとともに、卸売業者の恣意による需給操作(入荷制限)を排除し、適切な価格形成を図る。

#### ■ 受託拒否できる正当な理由の事例

(「中央卸売市場における業務運営について」(12食流第746号食品流通局長通知)より)

##### 1. 物品が一定の機能を有しているか

###### ○ 衛生上有害な物品等の場合(区分1)

(例) 厚生労働省が危害の発生を防止するために必要があると認め、食品衛生法に基づく検査命令により安全確認を指示している物品について、安全確認が終了するまでの間、受託を拒否する場合

###### ○ その市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた場合(区分2)

(例) 出荷された花き・野菜の大半が一部変色したり、しおれるなどにより、販売に至らないと思われたことから、開設者の指定する検査員に検査してもらった結果、検査員が過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であると認めた場合において、その受託を拒否する場合

##### 2. 施設面での物理的な制約がないか

###### ○ 市場施設の処理能力の超過の場合(区分3)

(例) 倉庫や冷蔵庫等施設の能力を超えて同一商品を大量に委託された場合であって、販売までに著しく品質が低下し廃棄せざるをえないことが明らかな商品について、受託を拒否する場合

##### 3. ルールが遵守されており、権利関係も安定しているか

###### ○ 法令違反又は行政当局の指示・命令があった場合(区分4)

(例) 原子力発電所の事故を踏まえ政府の原子力災害対策本部による出荷制限の指示又は地方公共団体による出荷自粛の要請がなされた対象地域の対象品目について、受託を拒否する場合

##### 4. 信義則に反していないか

###### ○ 卸売のための販売の委託の申込みが開設者の承認を受けた受託契約約款によらない場合(区分5)

(例) 受託契約約款に定める委託手数料率よりも低い手数料率を条件とする出荷について、受託を拒否する場合

###### ○ 市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、かつ、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合(区分6)

(例) 市場外取引も行っている出荷者が、市場外取引での残品であることが明白である物品を、その市場に繰り返しかつ大量に持ち込んでいるという事実が判明し、その頻度や量が当該市場の定めた基準に合致する場合において、その受託を拒否する場合

##### 5. その他

###### ○ 暴力団関係者から販売の委託の申込みがあった場合(区分7)

(例) 所在地に不審な点があるなど委託者の事業活動に疑義があることから専門機関に照会したところ、その業務を執行する役員が暴力団関係者であることが明らかとなったため、当該委託者からの受託を拒否する場合

## 4. 第三者販売・直荷引きの原則禁止①（第三者販売に係る取引規制の内容）

- 卸売市場法第37条において、卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務について、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売すること（第三者販売）が原則として禁止されている。
- 例外として、同条及び同法施行規則第24条において、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の事情がある場合であつて、開設者が仲卸業者や売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、第三者販売が可能とされている。

### ■ 規制の趣旨

経済的に立場の異なる売手と買手を対置させる中で適切な価格形成を行うという考え方から、販売ルートを原則として卸売業者から仲卸業者・売買参加者に限定し市場取引の秩序の維持を図る。

### ■ 第三者販売禁止の原則に対する例外規定の概要

【法第37条、施行規則第24条】

卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林水産省令で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

＜農林水産省令で定める特別な事情＞

1. 残品を生じるおそれがある場合  
当該市場へのお入荷量が著しく多いか、出荷された物品の品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
2. 残品を生じた場合  
当該市場の仲卸業者又は売買参加者に卸売をした後残品を生じた場合
3. 開設区域内転送（調整転送）  
当該市場に係る開設区域内の他の中央卸売市場のお入荷量を調整するため当該他の中央卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合
4. 開設区域外転送  
当該市場の開設区域外のお卸売市場（区域外卸売市場）のお入荷事情等からみて、当該市場からの転送以外の方法では当該区域外卸売市場における集荷が著しく困難な生鮮食料品等について、当該区域外卸売市場で卸売を行う者に卸売をする場合
5. 市場間連携  
卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者とあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人に卸売をする場合（市場取引委員会の審議を経る必要）
6. 業者間連携  
卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間であらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に卸売をする場合

## 4. 第三者販売・直荷引きの原則禁止②（直荷引きに係る取引規制の内容）

- 卸売市場法第44条において、仲卸業者は、中央卸売市場における業務について、販売の委託の引受けをすること及び当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れて販売すること（直荷引き）が原則として禁止されている。
- 例外として、同条及び同法施行規則第28条において、当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合であつて、開設者が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、直荷引きが可能とされている。

### ■ 規制の趣旨

経済的に立場の異なる売手と買手を対置させる中で適切な価格形成を行うという考え方から、販売ルートを原則として卸売業者から仲卸業者・売買参加者に限定し市場取引の秩序の維持を図る。

### ■ 直荷引き禁止の原則に対する例外規定の概要

【法第44条、施行規則第28条】

仲卸業者は、第33条第1項の許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買入れることが困難な場合であつて、農林水産省令で定める基準に従い、業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- 1 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。
- 2 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること。

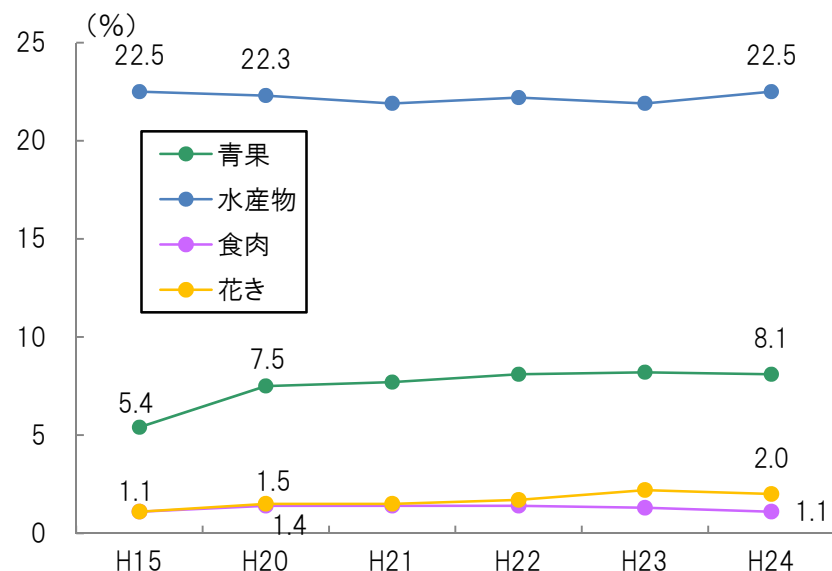
＜農林水産省令で定める基準＞

- (1) 仲卸業者が、買入れて販売しようとするものの品目、数量、相手方等を記載した申請書を開設者に提出して許可を受けている場合
- (2) 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者とあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者から買入れる場合（市場間連携）（市場取引員会の審議を経る必要）
- (3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間であらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合（業者間連携）

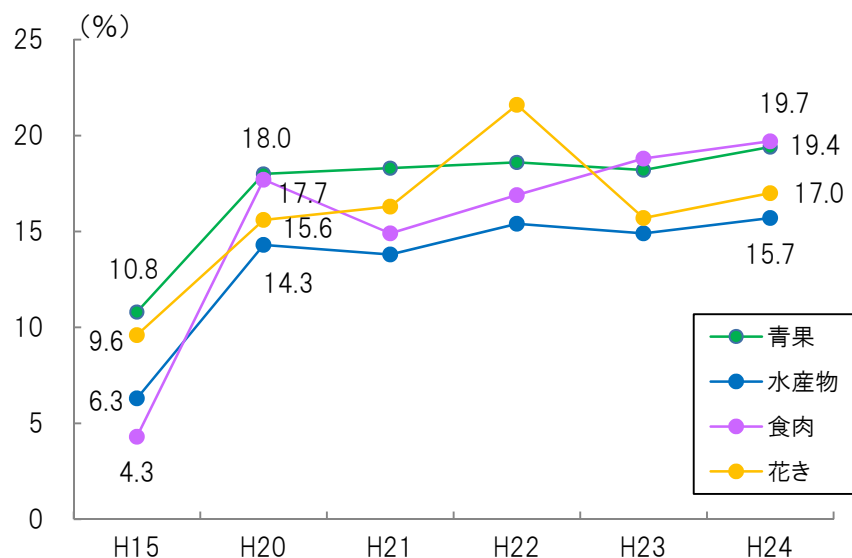
## 4. 第三者販売・直荷引きの原則禁止③（例外規定の活用状況）

- 中央卸売市場卸売業者による第三者販売の割合は、青果、花きは微増、水産は横ばい、食肉は微減している。
- 中央卸売市場仲卸業者においては、自市場の卸売業者以外から仕入れを行っている割合が、全品目で2割程度を占めており、その割合は総じて増加傾向にある。

■ 中央卸売市場における第三者販売の割合の推移（金額ベース）



■ 中央卸売市場の仲卸業者における自市場の卸売業者以外からの仕入れ割合の推移（金額ベース）





## 4. 第三者販売・直荷引きの原則禁止④（現状に対する意見等）

- 検討会委員からは、中央卸売市場の機能の更なる発揮や卸売市場を活用した輸出拡大の観点から、第三者販売規制の更なる緩和が必要との指摘がある一方、さらなる規制緩和について、市場流通活性化への効果を疑問視する指摘がある。

### ■ 検討会で出された主な意見

- 合理的な流通ネットワーク構築のため、卸売市場の再編・連携や契約取引の進展とあわせて、商物一致規制、第三者販売の更なる緩和、弾力化が必要。特に第三者販売は、産地と市場が連携した輸出拡大に向けて緩和が必要。（野崎委員、第1回）
- 第三者販売は、現在でも市場流通の20%超を占め、規制緩和でさらに伸ばせば何でも可能ということになり、それが市場活性化につながるとは思えない。（伊藤淳一委員、第2回）
- 中央卸売市場の物流拠点としての役割、機能をさらに発揮していくためには、開設区域外や輸出についても視野に入れる必要があり、卸売市場が本来持つ集荷機能を十分に発揮する観点からも、第三者販売の規制緩和が必要。（日浦委員、第2回）
- EPA、FTA締結国の業者についても買参権を認めるべき。（磯村委員、第2回）
- 第三者販売などの規制を緩和することで、個社レベルで力量のあるところは伸びると思うが、どういうふう市場全体の活性化につながるのかが不明。（濱田委員、第2回）

### （参考）生産者側や実需者から出された主な要望や意見

- 市場の規制は、市場関係者にはまだ厳しいものもあるかもしれないが、大分緩和され卸売会社には適切に対応してもらっているので、買受側としては特に問題を感じることはない。（再掲）
- 卸売市場の取引に関する基本構造、受託拒否や差別的取扱の禁止等の基本原則は維持することが必要。また、各種規制の例外措置もうまく使うことが重要。（再掲）

注：事務局が行ったヒアリング結果をもとに整理

#### 4. 第三者販売・直荷引きの原則禁止⑤（今後の方向性と課題）

○ 第三者販売・直荷引き禁止の原則に対する特例措置の内容について、国は関係者の十分な理解を得るため、改めてその周知を徹底することが必要と考えられる。

○ 卸売市場が更にその機能を高度化し取引を活性化するためには、卸売市場間の連携をより一層進めていくことが重要。このことも踏まえ、他の卸売市場の卸売業者との集荷の共同化等の業務連携に関する契約（市場間連携）に基づく第三者販売や直荷引きについて、卸売市場間の連携を促進する観点から、市場取引委員会等の手続きをより迅速かつ簡易な運用とする必要はないか。

○ 卸売市場を活用した国産農水産物の輸出の円滑化・効率化を図る観点からは、第三者販売・直荷引きの原則禁止についてもより柔軟性を持ったものとする必要はないか。例えば、海外の輸入業者への第三者販売や輸出に意欲を持つ産地からの直荷引きについて例外とすることは有効と考えられないか。

## 5. 商物一致の原則①（取引規制の内容）

- 卸売市場法第39条において、卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務について、市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることが原則として禁止されている。
- 例外として、同条及び同法施行規則第25条及び26条において、①開設者又は農林水産大臣が指定した、開設区域又はその周辺地域の場外保管場所にある物品の卸売、②卸売業者が申請した開設区域内の場所にある物品の予約相対取引による卸売、③開設区域にかかわらない電子商取引による卸売については、商物分離取引が可能とされている。

### ■ 規制の趣旨

規格性や貯蔵性に乏しい生鮮食料品等について、現物を市場に搬入し、商品の品質や内容を直接確認して取引を行うことにより、適切な価格形成を図る。

### ■ 商物一致の原則に対する例外規定の概要

#### 【法第39条、施行規則第25条及び26条】

卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

#### 1. 場外指定保管場所にある物品の卸売

当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をする場合

#### 2. 予約相対取引であって卸売業者が申請した開設区域内の場所にある物品の卸売

卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等であって、卸売業者が申請した開設区域内の場所にあるものを卸売をすることについて、開設者が承認した場合

#### 3. 電子商取引

卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該市場における市場取引委員会の審議を経て、開設者が承認した場合

## 5. 商物一致の原則②（例外規定の活用状況）

- 開設者が指定した開設区域内の場外保管場所及び農林水産大臣が指定した開設区域周辺の場外保管場所における商物分離取引は、青果、水産物では多くの業者が行っている一方、花きでは実施している業者は少ない。
- 予約相対取引であって卸売業者が申請した開設区域内の場所における商物分離取引は、青果、水産物ともに平成20年度に比べて取扱金額が減少している。
- 開設区域にかかわらない電子商取引による商物分離取引は、平成20年度に比べて青果では取扱金額が3倍程度に増加しているが、水産物及び花きでは大きく減少している。

### ■ 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況(H24年度現在)

	場外指定保管場所数 (業者数)	
	開設区域内で開設者が指定	開設区域周辺の地域で大臣が指定
青果	116 (33)	96 (12)
水産物	960 (55)	684 (22)
食肉	61 (4)	44 (1)
花き	4 (1)	0 (0)

### ■ 中央卸売市場における商物分離取引に係る予約相対及び電子商取引の実施状況(H24年度現在)

		予約相対		電子商取引	
		H20	H24	H20	H24
青果	実施業者数	4	4	5	4
	取扱数量(トン)	29,004	23,052	11,513	21,213
	取扱金額(百万円)	3,715	1,809	1,530	4,253
水産物	実施業者数	2	1	4	2
	取扱数量(トン)	401	601	1,142	142
	取扱金額(百万円)	537	432	854	211
食肉	実施業者数	0	0	0	0
	取扱数量(トン)	0	0	0	0
	取扱金額(百万円)	0	0	0	0
花き	実施業者数	0	0	2	1
	取扱数量(万本)	0	0	715	12
	取扱金額(百万円)	0	0	478	4

## 5. 商物一致の原則③（例外規定のうち電子商取引の概要）

○ 卸売市場法施行規則第26条第3号及び第4号において、電子商取引に係る対象品目、必要な手続き等が規定されている。（その他必要な事項は開設者が業務規程で定める）

### ■ 電子商取引の概要（施行規則第26条第3号及び第4号）

#### ○ 対象品目

1. かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びびふなしめじ並びに野菜の加工品
2. かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
3. 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品
4. 牛及び豚の部分肉、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉並びに鳥肉及び鳥卵
5. 加工食料品
6. 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
7. 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なものであって、開設者が当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

#### ○ 必要な手続き

品目、取引方法、卸売の数量の上限及び卸売の実施期限を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受ける。

#### ○ その他

公正な価格形成を確保するために必要な事項は開設者が業務規程で定める。

当該市場の仲卸業者及び売買参加者が取引に参加する機会を与えられていること。

### ■ 業務規程の規定事例（対象品目、取引方法等）

#### ○ 札幌市中央卸売市場

##### 【品目】

左の1～3に掲げる品目に加え、加工用の「活かに」、「殻付きうに」

##### 【取引方法】

相対取引に限定（開設者が要綱で規定）

#### ○ 東京都中央卸売市場

##### 【品目】

左の1～6に掲げる品目

##### 【取引方法】

せり・入札に限定（開設者が要綱で規定）

#### ○ 大阪市中央卸売市場

##### 【品目】

左の1～5に掲げる品目に加え、パプリカ、アスパラガス、ブロッコリー、メロン、さくらんぼ及びマンゴー

##### 【取引方法】

せり・入札、相対いずれも可

## 5. 商物一致の原則④（電子商取引による取引事例）

- 実際に電子商取引を行っている中央卸売市場卸売業者から、電子商取引の現状について聴取したところ、デメリットとして市場取引委員会による審議手続の不便さ等が挙げられたが、メリットとして物流経費や人件費の削減、開設区域に関係なく商物分離取引が可能になる等を挙げ、今後も継続する意向が示されている。

### ■ 電子商取引の取組事例

#### 東果大阪（株） （大阪市中央卸売市場東部市場卸売業者）

##### 【開始時期】

H20年1月

##### 【効果】

物流経費削減額：約2千万円/年

人件費の削減額：約3百万円/年

##### 【課題】

特になし。今後も継続予定。

##### 【メリット・デメリット】

メリット：流通コスト等削減、品質管理の向上、排ガス等の市場環境改善。

デメリット：市場取引委員会での審議手続きが不便。

#### 曲ノ高橋水産（株） （札幌市中央卸売市場卸売業者）

##### 【開始時期】

H17年8月

##### 【効果】

仲卸経由の取引を商物分離の直送とすることができた。

##### 【課題】

特に問題はなく、今後も同様の運用を予定。

##### 【メリット・デメリット】

メリット：顧客等への直送物品取引の安定化。流通コスト、リードタイムに係る出荷側、買受側のニーズへの対応。

デメリット：特になし（開設者主導で電子商取引に関するシステムを開発したため経費等の増加もなし。）

## 5. 商物一致の原則⑤（電子商取引の導入に当たっての課題と対処方策）

- 電子商取引導入に当たっての主な課題として、導入コストの負担、対象品目が限定、承認手続きの煩雑さ等が卸売業者や開設者からの声としてある。
- これを踏まえ、平成24年2月に発出された「中央卸売市場における電子商取引の導入促進について」(23食産第3106号食品製造卸売課長通知)において、携帯電話等携帯端末を活用した取引も対象となること、画像は取引の必須要件ではないこと、画像確認を前提とした対象品目の拡大も可能であることなど、電子商取引導入に当たっての課題に対する方策等が示されている。

### ■ 「中央卸売市場における電子商取引の導入促進について」(23食産第3106号食品製造卸売課長通知)の概要

発出先：中央卸売市場開設者、農政局、都道府県、市場関係団体

#### 1. 導入に向けた検討の推進

以下のようなメリットを踏まえ各卸売市場において電子商取引の導入に向けた検討を進めること。

- ① 卸売業者にとっては、流通時間の短縮や輸送回数の減少による品傷み軽減等の品質保持が向上し、運搬費や荷役経費等を含めた物流コストの削減が図られるとともに、卸売場の有効活用にもつながる。
- ② 市場間ネットワークを構築する場合、ネットワークを組む各卸売市場に逐一物品を搬入する必要があるが、電子商取引を導入することで、産地から実需者等への直送が可能となる。
- ③ これまで卸売業者が卸売場に物品を搬入せず行っていた取引についても、電子商取引による商物分離取引として取引情報の公表対象となることから、卸売市場における取引情報の透明性が向上する。

#### 2. 課題と対処方策

##### 1 導入コストの縮減

- ①携帯端末の活用、②モデル事業で開発したソフト(無償)の活用

##### 2 市場取引委員会での合意形成

- ①市場取引が混乱しない範囲内で行うものであること、②取引情報は適正に公表されること、③市場全体の活性化等の一環で実施するものであること

##### 3 取引先の拡大

市場間ネットワークで電子商取引を導入するには、連携する他市場の市場関係者を売買参加者とすることが必要であり、卸売市場の適正な流通を阻害するおそれがない場合には、開設者は開設区域外の市場関係者の売買参加を承認する弾力的な運用も可能

##### 4 対象品目の拡大

対象品目は業務規程により市場ごとに拡大が可能であり、詳細な画像を提供できる取引システムを構築する場合には、一般に現物を見ないと価格形成が困難であり電子商取引になじまないとされる品目についても、電子商取引の対象とすることが可能

##### 5 承認手続きの簡素化

一定期間の取引について包括的承認を行うことで承認手続きの簡素化が可能

## 5. 商物一致の原則⑥（現状に対する意見等）

- 商物一致の原則の規制緩和についても、消費者の利益への貢献という観点に基づく卸売市場流通のあり方を前提に置く必要があるという意見、またIT技術の発達により、商物分離を進めることで、市場流通の効率化（コストの低減や鮮度維持など）が進むとの意見がある。
- 検討会委員からは、IT技術の発達、物流コストの増大に対応し、市場流通の効率化・強化を図ることの重要性が指摘されている。

### ■ 検討会で出された主な意見

- 規制緩和を考える場合も、まずは消費者の利益への貢献という観点に基づく卸売市場流通のあり方を前提に置くことが必要ではないか。（川田委員、第2回）（再掲）
- 合理的な流通ネットワーク構築のため、卸売市場の再編・連携や契約取引の進展とあわせて、商物一致規制、第三者販売の更なる緩和、弾力化が必要。（野崎委員、第1回）
- IT技術の発達、鮮度保持、物流コストの上昇も踏まえ、商物分離取引を基本的に認めることが必要。（磯村委員、第2回）
- IT技術の発達により、商物分離を進めることで市場流通の効率化が進む可能性というものがより現実的になっている。（渡辺委員、第2回）（再掲）
- 更なる取引の効率化を図り、市場外流通との競争に対応するためには、規格や価格が安定している取引を簡易にしていく取引組、市場に物品を搬入しない取引を一定の枠の中で認めることが必要。（日浦委員、第2回）
- 市場の低温管理が難しいのであれば、産地から冷蔵トラックで直接加工施設等に送ることで賞味期限や消費期限を延ばすことができるので、より一層商物分離取引を強化・拡大することが必要。（野崎委員、第4回）（再掲）

- セリ取引においては、現品をサンプルとして見せない方が、鮮度保持はスムーズにいく場合もあり、商物一致原則の例外を活用した画像せりを進める必要があるが、その場合、商品画像の所有権の取扱いをはっきりさせる必要。（磯村委員、第4回）
- 商物分離取引などについて、市場取引委員会で検討し認可する事項があるが、市場取引委員会の議決を経る審議手続が、スピード感と経済合理性を欠き、戦略的市場経営の足かせとなることがあるため、同委員会のあり方を検討する必要。（川田委員、第2回）

### （参考）生産者側や実需者から出された主な要望や意見

- 情報通信技術の発達に、市場における取引の実態が追いついていない。
- 市場は本来、情報とモノの流れを一元的に考えることが必要であり、情報インフラの早急な整備などで市場取引の効率化を進めるべき。
- 市場の規制は、市場関係者にはまだ厳しいものもあるかもしれないが、大分緩和され卸売会社には適切に対応してもらっているので、買受側としては特に問題を感じることはない。（再掲）
- 卸売市場の取引に関する基本構造、受託拒否や差別的取扱の禁止等の基本原則は維持することが必要。また、各種規制の例外措置もうまく使うことが重要。（再掲）

注：事務局が行ったヒアリング結果をもとに整理。



## 5. 商物一致の原則⑦（今後の方向性と課題）

○ 開設区域内外の市場流通の効率化、鮮度保持等を図る観点から、国は商物一致の原則に対する例外規定、特に電子商取引の内容に対する関係者の十分な理解を得るため、該当する取引の具体的な内容や、クリアしなければならない要件を分かりやすく整理し、改めてその周知を徹底することが必要と考えられる。

○ 商取引を含め社会全体の電子化が進展する中で、卸売市場においても情報通信技術を利用した取引方法をより一層推進していくことが重要。このことも踏まえ、電子商取引に基づく商物分離取引について、出荷者・実需者のニーズに迅速かつ的確に対応する観点から、市場取引委員会等の手続きをより迅速かつ簡易な運用とする必要はないか。また電子商取引の運用について他に改善が必要と考えられる事項はないか。

## 6. 市場取引委員会①（市場取引委員会の概要）

- 市場取引委員会については、公正・公開・効率の原則の下で適正な取引を確保するために実際に日々の取引を行っている関係者の意見を聴くこと等を目的として、法第13条の2第1項において、「開設者は中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会を置くことができる」とされている。
- 市場取引委員会は、業務規程の変更やいわゆる2号物品のせり・入札割合の設定・変更に関し開設者に意見を述べるができるほか、第三者販売・直荷引きの原則禁止の例外措置のうち市場間連携や、商物一致の原則の例外措置のうち電子商取引に関し、開設者の承認に当たって審議することが法令で規定されている。なお、委員については、法第13条の2第3項に基づき、市場関係業者を含む利害関係者及び学識経験者のうちから開設者が委嘱することとされている。

### ■ 主な調査審議事項

項目	内容	根拠条文
業務規程の規定事項の変更	開設者は業務規程の規定事項の変更をしようとするとき、利害関係者の意見を聴かなければならないが、 <u>市場取引委員会の意見を聴いたときはこの限りではない。</u>	法第11条第2項
売買取引の方法	開設者は法第35条第1項第2号に係る物品のせり売・入札の割合を設定・変更するとき、利害関係者の意見を聴かなければならないが、 <u>市場取引委員会の意見を聴いたときはこの限りではない。</u>	法第35条第5項
第三者販売の原則禁止の特例（市場間連携）	市場間の連携に関する契約に基づき、卸売御者が他市場の卸売業者等へ卸売をする場合、 <u>市場取引委員会の審議を経て開設者の承認を受けることが必要。</u>	法第37条 施行規則第24条1項5号ロ
商物一致の原則の特例（電子商取引）	卸売業者が商物一致原則の例外として電子商取引により卸売をする場合、 <u>市場取引委員会の審議を経て開設者の承認を受けることが必要。</u>	法第39条第2号 施行規則第26条第3号
直荷引きの原則禁止の特例（市場間連携）	市場間の連携に関する契約に基づき、他市場の卸売業者等から直荷引きを行う場合、 <u>市場取引委員会の審議を経て開設者の承認を受けることが必要。</u>	法第44条2号 施行規則第28条第1号ロ(2)

### ■ 市場取引委員会委員構成の例

	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	学識経験者	その他の利害関係者	計
新潟市中央卸売市場 （青果部）	2名	2名	2名	1名	1名 （出荷者団体）	8名
久留米市中央卸売市場 （水産物部）	1名	1名	2名	2名	2名 （出荷者、消費者団体）	8名

## 6. 市場取引委員会②（今後の方向性と課題）

- 市場運営委員会については、機能していない、機動的でない、実態上殆ど開催されていない等の指摘もあるが、公正な取引を確保する観点からその役割は重要であり、同委員会の運営方法について不断の検証を行いつつ、その活性化を図るべきではないか。その場合、公正な取引の確保と機動的、効率的な市場運営を両立する観点から、議事運営のあり方等運用上更にどのような改善が必要か。

### ■ 市場取引委員会の年間開催回数別の比較(H25年度)

(市場)

未設置	0回	1回	2回	3回	4~9回	10回以上
1	30	17	4	4	2	9

注1:市場取引委員会を市場ごとに設置している場合と、複数市場の開設者が合同で一つ設置している場合がある。また、一つの市場の中で市場取引委員会を取扱品目の部類ごとに設置している場合や、部類合同で一つ設置している場合もある。

n=67

注2:回数は、当該市場としての市場取引委員会の全開催回数。

### ■ 意思形成の方法

(市場)

多数決	全会一致	その他
47	9	10

注:「その他」は、「案件に応じて委員長が意思決定方法を判断」等

n=66

### ■ 部会の設置状況

(市場)

設置している	設置していない
22	44

n=66

### ■ 市場取引委員会の運営

#### 「中央卸売市場における業務運営について」(12食流第746号 食品流通局長通知)の概要(抜粋)

開設者は、次の事項に留意の上、市場取引委員会(以下、「委員会」という)を適切に運営するものとする。

- 議論は、「経営展望」に即したものとなるよう留意。
- 各市場において取扱品目の部類ごとに市場運営協議会とは別に組織する。ただし、休開市日等市場全体として統一的に取り組むべき課題は部類合同の委員会を開催して意思統一を図る。
- 委員会の下に、実務に通じた担当者からなる部会を必要に応じて設け、定期的・機動的に開催することで、日々の取引に関する事項についても活発に議論を行う。
- 委員会は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があれば速やかに開催するほか、売買取引に問題が発生した場合等で、開設者が必要であると認めた場合は、弾力的に委員会を開催。
- 委員会の構成は、バランスのとれた議論ができるよう留意するとともに、市場取引の活性化を広い視野に立って議論できるよう留意。
- 意思決定は、原則として多数決の方式による。

## 7. 市場関係業者の事務手続の簡素化①（中央卸売市場での取引に伴う提出書類）

○ 中央卸売市場においては、公正な取引を確保するため、卸売業者及び仲卸業者に対して、各種の申請、報告等の開設者への提出が課されており、開設者が業務規定により独自に課しているものもある。

### ■ 開設者への提出書類

事項	法令による規定	業務規程(提出頻度)	
		A市場	B市場
上場順位変更届出	なし	必要(随時)	不要
支払猶予特約承認申請	なし	必要(随時)	不要 【保存義務のみ】
仕切書・仕切金特約の届出	なし	不要	不要 【保存義務のみ】
販売条件等承認申請	なし	必要(随時)	不要
販売担当者届出	なし	必要(随時)	不要 【保存義務のみ】
市場外施設設置届出	なし	必要(随時)	不要
出荷・完納奨励金承認申請	なし	必要(随時又は年1回包括)	不要
販売原票の副本提出	なし	必要(毎日)	必要(毎日)
せり開始時刻前の卸売承認申請	なし	必要(随時)	不要
せり開始時刻前の卸売結果報告	なし	必要(月1回)	不要
相対品の予約相対取引に係る承認申請	なし	必要(随時)	不要
相対品の予約相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要
売上高月計表	なし	必要(月1回)	必要(月1回)
卸売の代行の承認・休止届	なし	必要(随時)	不要
卸売の代行の取扱高報告	なし	必要(年1回)	不要
開設区域内販売(承認申請又は届出)	なし	必要(随時) 【承認制】	必要(随時) 【届出制】

事項	法令による規定	業務規程(提出頻度)	
		A市場	B市場
事故品等検査申請	なし	必要(随時)	必要(随時)
せり物品の相対取引に係る承認申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
せり物品の相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要
第三者販売許可申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
第三者販売結果報告	なし	必要(月2回)	不要
市場間連携・業者間連携承認申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
市場間連携・業者間連携結果報告	あり	必要(月1回)	必要(月1回)
場外保管場所指定申出	あり	必要(随時)	必要(随時)
電子商取引承認申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
電子商取引結果報告	なし	必要(月1回)	不要
卸売予定数量・卸売結果報告	あり	必要(毎日)	必要(毎日)
直荷引き許可申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
直荷引き結果報告	あり	必要(月1回)	必要(月1回)
受託契約約款承認申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
せり人登録申請	あり	必要(随時)	必要(随時)
委託手数料率届出	なし	必要(随時)	必要(随時)

## 7. 市場関係業者の事務手続の簡素化②（今後の方向性と課題）

○ 迅速かつ機動的な取引を求める実需者ニーズへの的確な対応を図るため、各事務手続について、公正な取引の確保に留意しつつ、効率化、簡素化が進められているところだが、検討会委員からは、事務手続の簡素化が進んでいない市場も多くあるとの指摘がなされている。

○ 開設者においては、引き続き、法令に規定されていない事務手続の廃止、電子化への移行を含む事務手続の簡素化に取り組むべきと考えられる。なお、その際、特に早急な改善が求められる取組としてどのようなものがあり、それらをどのように改善すべきか。

### ■ 事務手続の簡素化を進めている事例

#### 仙台市中央卸売市場

- 卸売業者の支払猶予特約承認申請手続及び仲卸業者の市場外施設設置届出義務を廃止し、それぞれ関係書類の保存義務化へ移行。
- せり物品相対取引の承認申請、第三者販売許可申請、仲卸業者の直荷引き許可申請等について電子化。
- 完納奨励金の交付に関し、承認申請を廃止。等

#### 浜松市中央卸売市場

- 卸売業者の売買仕切書・売買仕切金特約の届出手続を廃止。特約期間中の書面保存義務を課す。
- 卸売業者の販売担当者の届出手続を廃止。従事期間中の書面保存義務を課す。
- 卸売業者の上場順位変更届の届出手続を廃止。
- 卸売業者の販売条件等承認申請の手続を廃止。卸売りした日から2年間、書面の保存義務を課す。等

### ■ 検討会で出された意見

- コールドチェーン構築とあわせて、商品の管理システムも再構築する必要。その中で、取引の公正性を担保するために、取引情報を即時入力、公表するようなシステム整備が必要ではないか。（福田委員、第2回）
- 開設者への報告、申請等事務手続の簡素化が進んでいない市場も多くあり、開設者には事務手続の簡素化や市場内情報化等に早急に取り組むことが必要。（川田委員、第2回）
- 事業者の事務負担の軽減の観点から、提出書類の見直しなど取引事務の簡素化に努めることが必要。（日浦委員、第2回）

### （参考）生産者側や実需者から出された主要な要望や意見

- 市場は本来、情報とモノの流れを一元的に考えることが必要であり、情報インフラの早急な整備などで市場取引の効率化を進めるべき

注：事務局が行ったヒアリング結果をもとに整理。

## 8. 適切な取引環境の維持

○ 検討会委員からは、卸売市場関係業者の取引先が大型化する中で、市場流通において、適切な取引環境の維持を図ることが必要との指摘がなされている。

○ 独占禁止法等により規制されている優越的地位の濫用(取引上の地位が優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為)の具体的な内容や公的な相談窓口について、国や地方自治体は市場関係業者への周知を進めるとともに、相談体制を引き続き維持することが必要と考えられる。

### ■ 検討会で出された意見

- 大手の量販店のシェアが拡大しており、行政は、優越的地位の濫用排除のための監視、摘発等に万全を期してほしい。(川田委員、第2回)
- 国は、優越的地位の濫用排除、取引適正化に向けて、大規模小売業者への行政指導を徹底すべき。(宮本委員、第2回)

### ■ 市場取引110番の設置

#### 【相談対象者】

量販店と生鮮食料品等を取引する卸売市場関係業者

#### 【相談窓口】

##### 中央卸売市場

- ・ 農林水産省食料産業局食品製造卸売課
- ・ 地方農政局経営・事業支援部事業戦略課
- ・ 沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課

##### 地方卸売市場

- ・ 都道府県(卸売市場担当部門)

### ■ 優越的地位の濫用に関するガイドブック (公正取引委員会)

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック

優越的地位の濫用  
～知っておきたい取引ルール～

全国の相談窓口 おおまかにどうぞ

北海道地区 北海道卸売取引 TEL: 011-231-4000(HQ) FAX: 011-231-4118	東海・北陸地区 中部卸売取引 TEL: 052-361-0033 FAX: 052-371-0003	四国地区 四国卸売取引 TEL: 089-934-1441(YE) FAX: 087-882-1334
東北地区 東北卸売取引 TEL: 022-228-7000 FAX: 022-221-3648	近畿地区 近畿中部卸売取引 TEL: 06-5941-2175 FAX: 06-5943-7214	九州地区 九州卸売取引 TEL: 092-431-0031 FAX: 092-474-5485
関東・甲信越地区 卸売取引 TEL: 03-3581-6471(HQ) 03-3581-9272 03-3581-1800	中国本島地区 中国本島卸売 TEL: 083-228-1501(HQ) FAX: 083-223-3123	沖縄地区 沖縄卸売取引 TEL: 098-965-0010 FAX: 098-965-1110

移動相談会について

公正取引委員会では、下請事業者等の中小事業者の皆さまからの相談に迅速に対応し、独占禁止法上の優越的地位の濫用排除及び下請法について説明するとともに相談受付を行うための移動相談会を開催しています。

【対象者】 下請事業者を営むとする中小事業者(原則として1)の代表者又は従業員の方(当該事業者は、当該等の定款等の書類も可)

【開催場所】 開催地及び開催は、申込みを行う皆さまの調整を踏まえて決定します。

インターネットでも、様々な質問を相談しています。是非、御相談ください。

公正取引委員会  
http://www.jftc.go.jp/

公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/yuuetsu.pdf>